

島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金 事前着手について

島根県商工労働部産業振興課
公益財団法人しまね産業振興財団

島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金交付要領第4条第3項をもとに事前着手を申請される方は、以下のとおり申請をしてください。

第1 事前着手申請制度

間接補助事業の着手（購入契約の締結（発注）等）は、間接補助金の交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として間接補助金の交付対象になりませんが、本間接補助事業において、早期の事業着手・事業期間確保の観点より、事業実施に必要となる経費について、間接補助金の交付決定前であっても、事業に要する経費を間接補助対象経費とすることを認める制度です。

第2 承認基準

令和6年6月7日以降、間接補助金の交付決定を受けるまでに購入契約の締結（発注）等を行う事業について、次の①②いずれかを満たす場合に事前着手が認められる場合があります。

- ①事業期間内（令和6年12月31日まで）の完了が見込まれないこと
- ②エネルギーコスト削減の観点から早期の着手が必要であること

第3 申請期間

令和6年6月7日（金）から令和6年9月30日（月）まで

第4 申請方法および申請先

申請方法：事前着手承認申請書をメールにより島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局に提出してください。

e-mail：info@shimane-energycost-sakugentaisaku.com

申請様式：島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局 Web サイトよりダウンロードしてください。

<https://enecos.joho-shimane.or.jp/>

第5 承認結果の通知

事前着手の承認の可否を決定後、事前着手承認通知書により結果を通知します。

※結果の通知には時間を要する場合があります。

第6 その他

(1) 事前着手の承認を受けた場合であっても、間接補助金の交付申請手続きは必要です。

(2) 交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、間接補助金の交付決定を約束するものではありません。

また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、間接補助金交付申請書の内容を精査した結果、間接補助対象経費としない場合があります。

令和6年 月 日

公益財団法人しまね産業振興財団 代表理事理事長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

事前着手承認申請書

島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の申請にあたって、下記必要性及び理由から令和6年6月7日以降の事業についての事前着手の承認を求めます。

記

1. 事前着手の必要性及び理由

【注意事項】

※事前着手申請は、応募申請の採択審査には一切影響を及ぼしません。

※事前着手が必要な方のみ、公募受付期間内に申請してください。

※本申請により、間接補助金の採択を約束するものではありません。また、令和6年6月7日より前に着手した事業については、間接補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

※結果の通知には時間を要する場合があります。